

# 小型旅客船等の 安全・安心確保推進事業補助金 公募要領

## ＜本補助金を申請される方へのお願い＞

- この資料には補助金の申請方法や提出書類等が詳しく記載されています。申請される前に必ず内容をご確認ください。
  - 本補助金の申請はインターネットからのみ受付いたします。インターネット環境がない場合は、代理人の申請を認めていますので、ご家族や職場の同僚に依頼して申請してください。
- また、手続きを行う際は、Word, Excel, Power Point等のオフィスソフトウェアを使用しますので、あわせてご準備をお願いします。
- 見積書と領収書は専用フォーマットを使用して提出いただくため、販売店に依頼が必要です。

Ver\_2.1

令和8年4月28日

小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金事務局

<b>1 事業の概要</b>	<b>02</b>
<b>2 補助対象事業者(受給者)と補助対象船舶</b>	<b>03</b>
<b>3 5つの安全設備</b>	<b>04</b>
3-1業務用無線設備	04
3-2非常用位置等発信装置	06
3-3改良型救命いかだ等	08
3-4浸水警報装置・排水設備	10
3-5ドライブレコーダー	13
<b>4 申請方法</b>	<b>15</b>
<b>5 申請の流れと提出書類</b>	<b>16</b>
5-1申請ID作成	17
5-2給付申請（登録内容と提出書類）	18
1.本人確認書類	19
消費税免税事業者確認書類	20
2.船舶検査証書	23
3.許可書	24
4.届出書・登録通知書	25
5.使用船舶明細書、6.備船契約書	27
7.証明願	28
8.見積書	29
9.給付申請内訳書	30
5-3実績報告（登録内容と提出書類）	31
1.領収書	32
2.実績報告明細書	33
3.納品報告写真	34
5-4精算払請求（登録内容と提出書類）	37
5-5補助金振込	38
<b>6 事業終了後について</b>	<b>39</b>
<b>7 お問い合わせ先</b>	<b>40</b>

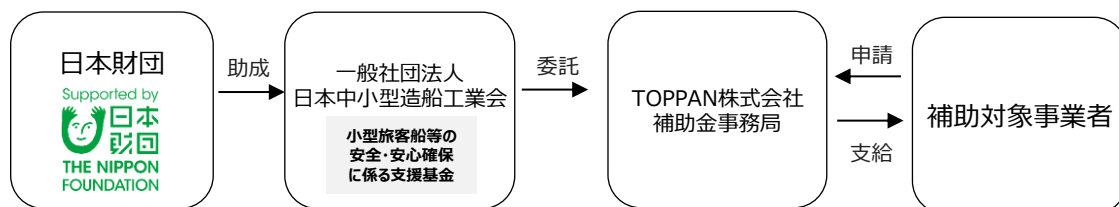
## 概要

小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金(以下本事業)とは、小型旅客船等の安全対策に積極的に取り組む者を支援し、その持続的な事業運営を下支えしつつ、小型旅客船等の安全・安心な運航を実現することを目的に、①業務用無線設備、②非常用位置等発信装置、③改良型救命いかだ等、④浸水警報装置・排水設備、⑤ドライブレコーダーを「5つの安全設備」として定め、その購入設置費用の一部を支援する補助金制度です。

## スキーム

本事業は、一般社団法人日本中小型造船工業会が、ボートレース事業の交付金による公益財団法人日本財団からの助成金を受けて設立した小型旅客船等の安全・安心確保に係る支援基金を活用することで、小型旅客船等の安全対策に積極的に取り組む者を支援することにより、その持続的な事業運営を下支えしつつ、小型旅客船等の安全・安心な運航を実現することを目的とするものです。

TOPPAN株式会社では、日本中小型造船工業会との間で補助金事務局の運営に関する業務委託契約を締結し、補助対象事業者からの申請受付から補助金の支給までを行います。



## 実施期間

本事業は令和7年5月15日より受付を開始し、令和10年度まで継続して実施します。

令和6年4月1日以降に、購入された安全設備が補助の対象になります。

但し、令和10年度前でも予算が無くなり次第事業を終了します。

### 補助対象事業者

本事業の補助対象事業者(受給者)は**補助対象船舶の所有者**となります。  
 ※船舶所有者：船舶検査証書の所有者欄に記載されている法人又は個人

### 補助対象になる船舶

- ① 旅客定員13人以上の船舶（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶を除く。）
- ② 旅客定員12人以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

#### 海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

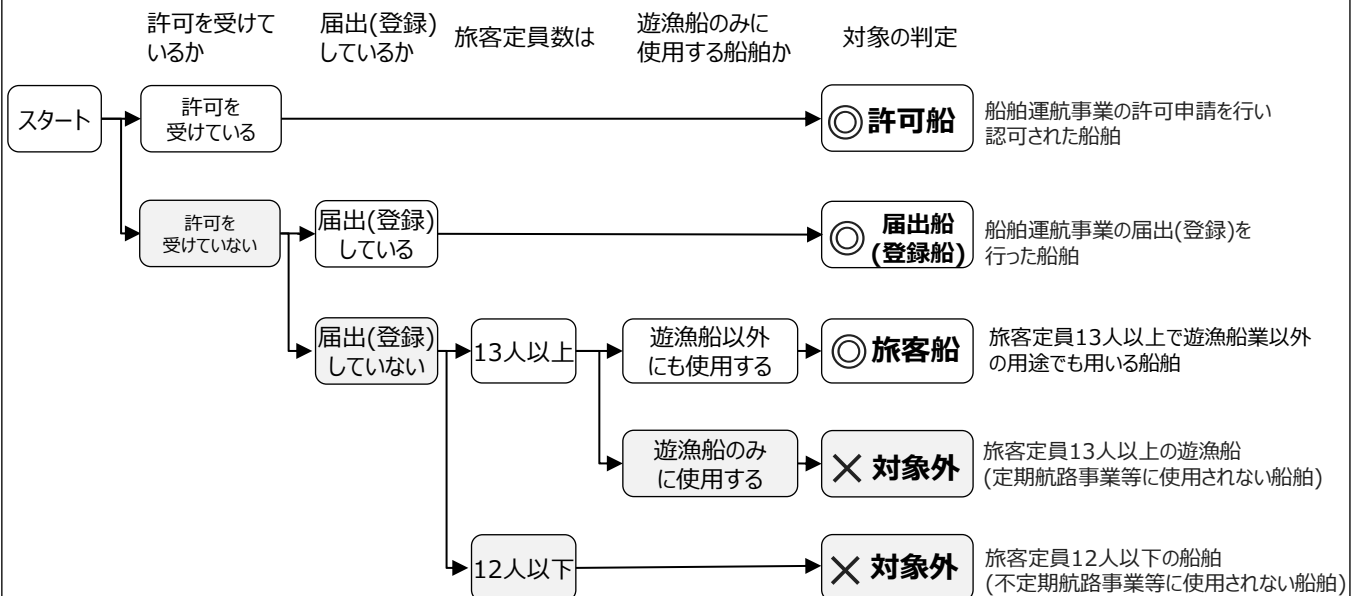
地方運輸局等に下記船舶運航事業の許可申請を行い認可された許可船又は届出(登録)\*を行った届出船(登録船)です。

許可船	届出船(登録船)
①一般旅客定期航路事業 ・フェリー、離島航路等 ②特定旅客定期航路事業 ・スクールボート等 ③旅客不定期航路事業（旅客定員13名以上） ・遊覧船、屋形船等	①対外旅客定期航路事業 ・国際航路等 ②人の運送をする貨物定期航路事業 （貨客定期航路事業（R7.4から）） ・RORO船等 ③人の運送をする不定期航路事業 （一般不定期航路事業（R7.4から）） ・海上タクシー等

※届出制度が令和7年4月から登録制度に移行になりました。詳しくは国交省ホームページを確認してください。  
<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001878963.pdf>

### <補助対象船舶判定チャート>

下のチャートに従い、許可を受けているか、届出(登録)の有無、旅客定員数、遊漁船業のみに使用しているか否かを確認することで補助対象船舶の判定ができます（用途が遊漁船業・漁ろうのみの場合は補助対象外）。



5つの安全設備の概要と設備の条件、補助対象金額の範囲、補助金額は下記の通りとなります。

### 3-1 業務用無線設備

**設備の概要** 写真出典：株式会社八重洲無線、古野電気株式会社、ユニデンホールディングス株式会社



VHF無線電話



MF無線電話



27MHz帯無線電話



400MHz帯無線電話

(写真の設備は一例です。例えば40MHz帯無線電話など写真が掲載されていない設備も業務用無線設備となります。詳細は「補助対象となる設備」の欄をご覧ください。)

船舶で業務用無線設備を使用するためには、船舶無線局免許及び無線従事者免許が必要です。

**業務用無線設備を設置するだけでは法定無線設備とはなりません。**注

法定無線設備の義務化の要件等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省HPをご確認ください。

注：通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局等の条件を満たすことが必要です。

#### 補助対象となる設備

- 総務省の技術基準適合証明等を受けた製品が補助の対象になります。
- 設置する製品は[業務用無線設備\\_製品リスト.pdf](#)を参考にしてください。
- 製品リストにない製品を購入する場合は事前にコールセンターまでお問い合わせください。  
※総務省の技術基準適合証明等を受けていない製品には補助金を支給できません。  
※衛星電話は今回の補助事業の対象外です。

## 3-1 業務用無線設備

**補助対象になる範囲**

本体、一部の付属品が補助の対象になり、設置費用やその他経費は補助対象になりません。補助対象となる本体及び付属品の内容と、補助対象にならない付属品や経費の例は下記の通りとなります。

区分	補助対象の内容
本体	業務用無線が補助の対象になります。
付属品	VHFアンテナ、アンテナケーブル、アンテナコネクター、アンテナ取付金具

**補助対象にならない付属品や経費の例**

<補助対象にならない付属品> バッテリー、シガーソケット用電源コード、ワイヤレスマイク、防水型スピーカマイクロフォン、小型スピーカーフォン等  
 <補助対象にならない経費> 設置費用、登録申請料、免許取得費等

**補助金額**

- 小型船は、実際にかかった補助対象経費に補助率（2/3）をかけた額と、下記の表の上限額（8万円）のうち、低い方の金額を支給します。
- 大型船は、実際にかかった補助対象経費に補助率（1/2）をかけた額と、下記の表の上限額（6万円）のうち、低い方の金額を支給します。
- 上限金額は船舶ごとの上限です。

必ず上限額が支給されるわけではありません。

小型/大型	補助率	上限額
小型船:20トン未満	2/3	8万円
大型船:20トン以上	1/2	6万円

## 3-2 非常用位置等発信装置

## 設備の概要

写真出典：古野電気株式会社HP



AIS(船舶自動識別装置)



簡易型AIS



新型EPIRB

非常用位置等発信装置の義務化の要件等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省HPをご確認ください。

## 補助対象となる設備

- 総務省の技術基準適合証明等を受けた製品が補助の対象になります。
- 設置する製品は[非常用位置等発信装置 製品リスト.pdf](#)を参考にしてください。
- 製品リストにない製品を購入する場合は事前にコールセンターまでお問い合わせください。  
※総務省の技術基準適合証明等を受けていない製品には補助金を支給できません。

## 3-2 非常用位置等発信装置

## 補助対象になる範囲

本体、一部の付属品が補助の対象になり、設置費用やその他経費は補助対象になりません。補助対象となる本体及び付属品の内容と、補助対象にならない付属品や経費の例は下記の通りとなります。

## AIS、簡易型AIS

区分	補助対象の内容
本体	<b>AIS、簡易型AISが補助の対象になります。</b>
付属品	VHFアンテナ、GPSアンテナ、アンテナケーブル、アンテナコネクタ、アンテナ取付金具、表示モニター、モニターケーブル、GPSプロッター

## 補助対象にならない付属品や経費の例

<補助対象にならない付属品> レーダーセンサー、サテライトコンパス、振動子、インナーハルキット、MAPカード、結束バンド  
 <補助対象にならない経費> 設置費用、登録申請料

## 新型EPIRB

区分	補助対象の内容
本体	<b>新型EPIRB(自動浮揚型)が補助の対象になります。</b>

## 補助対象にならない設備や経費の例

<補助対象にならない設備> 手動ブラケット付EPIRB  
 <補助対象にならない経費> 設置費用、登録申請料

## 補助金額

- ▶ 小型船は、実際にかかった補助対象経費に補助率（2/3）をかけた額と、下記の表の上限額（38万円）のうち、低い方の金額を支給します。
- ▶ 大型船は実際にかかった補助対象経費に補助率（1/2）をかけた額と、下記の表の上限額（28.5万円）のうち、低い方の金額を支給します。
- ▶ 上限金額は船舶ごとの上限です。

必ず上限額が支給されるわけではありません。

小型/大型	補助率	上限額
小型船:20トン未満	2/3	38万円
大型船:20トン以上	1/2	28.5万円

## 3-3 改良型救命いかだ等

### 設備の概要

写真出典：アール・エフ・ディージャパン株式会社、藤倉コンポジット株式会社



改良型救命いかだ



改良型内部収容型  
救命浮器



スライダー(又はシューター)

改良型救命いかだ等の義務化の要件等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省HPをご確認ください。

### 補助対象になる設備

- ▶ 国交省が型式承認している製品が補助の対象になります。
- ▶ 設置する製品は[改良型救命いかだ等 製品リスト.pdf](#)を参考にしてください。
- ▶ 製品リストにない製品を購入する場合、事前にコールセンターまでお問い合わせください。  
※国交省が型式承認していない製品には補助金を支給できません。

### 補助対象になる範囲

本体が補助の対象になります。設置費用やその他経費は補助対象になりません。

区分	補助対象の内容
本体	改良型救命いかだ、改良型内部収容型救命浮器、スライダー(又はシューター)が補助の対象になります。  定員数を満たすため複数の改良型救命いかだ等やスライダーをまとめて申請できます。 (例)最大とう載人員23人の船舶の場合⇒8人乗り救命いかだ+15人乗り救命いかだ

### 補助対象にならない経費

設置費用、復原性計算等の経費

## 3-3 改良型救命いかだ等

**補助金額**

- 実際にかかった補助対象経費に補助率（2/3）をかけた額と、下記の表の上限額のうち、低い方の金額を支給します。
- 上限金額は船舶ごとの上限です。

必ず上限額が支給されるわけではありません。

- 上限額は、下記の通り対象船舶の最大とう載人員により決まります。

**【最大とう載人員と上限額】**

最大とう載人員	上限額	最大とう載人員	上限額
～16人	73.3万円	67～75人	242.6万円
17～25人	100万円	76～100人	285.3万円
26～50人	142.6万円	101～116人	358.6万円
51～66人	216万円	117～125人	385.3万円

※最大とう載人員126人以上の上限額は給付規程をご参照ください。

3-4 浸水警報装置・排水設備

設備の概要

写真出典：マリンサービス児島（株）カタログ、株式会社工進HP



警報盤



検知器



排水設備

浸水警報装置(警報盤や検知器)、排水設備の設置が必要な区画や設置数等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省HPをご確認ください。

補助対象となる設備

➤ 次ページの機能要件を満たす設備を設置してください。

＜ご注意ください＞

- 機能要件を満たすことは、審査システムの誓約画面で確認させていただきます。なお、本補助金は船舶検査の合格を保証するものではありません。万が一、船舶検査等で何か不都合等があった場合でも、補助金事務局では対応いたしかねます。
- 機能要件を満たせばよいことから、補助対象となる具体的な製品について補助金事務局では回答できません。機能要件を踏まえ、どのような製品を搭載するか造船所等と相談してください。

補助対象になる範囲

本体、付属品、設置費用(人件費と部材費)が補助の対象になります。

補助対象の内容は下記の通りとなります。

区分	補助対象の内容
本体	警報盤、検知器、排水設備が補助の対象になります
付属品	ポンプ操作盤、スイッチ、ホース、取付台 (動作確保に必要な機器類や吸排水ホース、取付金具等)
設置費用	①人件費、②部材費
部材費例	取付ステー部材、取付部材、電線等、配線材、配管、配管材、固定配管、船外ニップル、電源ブレーカー、電源ソケット、電源プラグ、電源用コンセント、スイッチ付きソケット、防水コンセント、防水延長コード、内装補修資材(内装材・FRP材)等

## 3-4 浸水警報装置・排水設備

## 機能要件

浸水警報装置・排水設備に求められる機能要件は下記の通り。

給付規程の別添 1 より抜粋

## 1. 浸水警報装置

以下の要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置であること。

- (1) 上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できる検知器である。
- (2) 検知器からの信号が伝達された場合に、船橋（操舵室）において可視可聴の警報を発する警報盤である。
- (3) 2以上の区画の浸水を検知する警報盤にあっては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できる。
- (4) 船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができる可聴警報を発する警報盤である。

## 2. 排水設備

- (1) 及び(2)の要件に適合する排水ポンプ及び吸排水管より構成される排水設備又は(1)の要件に適合する可搬式の排水ポンプであること。
- (1) 当該船舶の船体長さ（小型船舶安全規則第2条第1項第2号の船体長さをいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ以下の容量を有する。
  - ・船体長さが6m以下の船舶：10L/min以上
  - ・船体長さが6mを超え12m未満の船舶：20L/min以上
  - ・船体長さが12m以上の船舶：30L/min以上
- (2) 損傷浸水のおそれがある区画に浸水した水を確実に船外に排出できるよう、排水設備の吸排水管を配置している。

3-4 浸水警報装置・排水設備

補助金額

- 実際にかかった補助対象経費に補助率（2/3）をかけた額と、下記の表の上限額のうち、低い方の金額を支給します。  
必ず上限額が支給されるわけではありません。
- 上限金額は船舶ごとの上限です。
- 上限額は検知器又は排水設備の購入個数（1個、2個、3個以上）で決まります。

上限額	
1 個購入する場合は	25万円
2 個購入する場合は	40万円
3 個以上購入する場合は	55万円

◆ 検知器と排水設備の個数と補助金額の事例

検知器、排水設備の個数が1個の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	1	100,000
③排水設備	1	100,000
④設置費用	-	50,000

本体費用①+②+③	300,000
設置費用④	50,000
補助対象経費①+②+③+④	350,000
補助率2/3	○ 233,333
上限額	× 250,000

検知器、排水設備の個数が2個の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	2	200,000
③排水設備	2	200,000
④設置費用	-	100,000

本体費用①+②+③	500,000
設置費用④	100,000
補助対象経費①+②+③+④	600,000
補助率2/3	○ 400,000
上限額	○ 400,000

検知器の個数が3個の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	3	300,000
③排水設備	1	100,000
④設置費用	-	100,000

本体費用①+②+③	500,000
設置費用④	100,000
補助対象経費①+②+③+④	600,000
補助率2/3	○ 400,000
上限額	× 550,000

検知器、排水設備の個数が3個以上の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	4	400,000
③排水設備	4	400,000
④設置費用	-	150,000

本体費用①+②+③	900,000
設置費用④	150,000
補助対象経費①+②+③+④	1,050,000
補助率2/3	× 700,000
上限額	○ 550,000

- 本体と付属品の合計額を上回る設置費用は、補助対象経費として認められません。設置費用が本体・付属品の合計額を越える場合は、本体・付属品の合計額と同額に減額した上で補助対象経費を算出し、それを基に支給額を決定いたします。

◆ 設置費用が本体と付属品の合計を上回る事例

設置費用が本体と付属品の合計金額を上回る場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	50,000
②検知器	1	50,000
③排水設備	1	50,000
④設置費用	-	300,000

本体費用①+②+③	150,000
設置費用④	300,000 → 150,000
補助対象経費①+②+③+④	450,000 → 300,000
補助率2/3	○ 200,000
上限額	× 250,000

設置費用は、本体+付属品の合計金額に減額されます

### 3-5 ドライブレコーダー

#### 設備の概要

写真出典：JVCケンウッドHP ※写真は自動車用のドライブレコーダー



ドライブレコーダーの設置場所や具体的な活用方法等については補助金事務局では回答できませんので、国交省が策定したガイドライン「船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練ガイドライン」をご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr6\\_000061.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000061.html)

#### 補助対象となる設備

- 市販のドライブレコーダー（自動車用ドライブレコーダー含む）が補助の対象になります。  
※屋外に設置する場合は防水機能を有するカメラが必要になります。

- **次ページの機能要件を満たす設備を設置してください。**

<ご注意ください>

設置するドライブレコーダーが機能要件を満たすことを、審査システムの誓約画面で確認させていただきます。後日、機能要件を満たさないことが判明し、不都合等があった場合でも、補助金事務局では対応いたしかねます。

#### 補助対象になる範囲

本体、付属品、設置費用(人件費と部材費)が補助の対象になります。  
補助対象の内容は下記の通りとなります。

区分	補助対象の内容
本体	ドライブレコーダー(2台まで)が補助の対象になります。
付属品	記録媒体（2枚まで） 例) マイクロSDカード 等
設置費用	①人件費、②部材費
部材費例	取付部材、電線 等

## 3-5 ドライブレコーダー

**補助金額**

- ▶ 実際にかかった補助対象経費に補助率（2/3）をかけた額と、下記の表の上限額のうち、低い方の金額を支給します。  
必ず上限額が支給されるわけではありません。
- ▶ 上限金額は船舶ごとの上限です。
- ▶ 設置費用は本体と付属品の合計金額以下で支給します。  
（本体と付属品の合計金額を上回る範囲は支給できません）

補助率	上限額
2/3	10万円

**機能要件**      ドライブレコーダーの機能要件は下記の通り。

給付規程の別添 2 より抜粋

## 1. 撮影対象

複数台のカメラ又は360度カメラにより、船舶前方及び操船者を撮影できること。

## 2. 前方カメラ・360度カメラ

以下の要件に適合するカメラであること。

（1）船舶前方の水面上及び水平線の物標を映すことができるように設置している。

360度カメラにあっては、操船者の顔や操作の様子も映るように設置している。

（2）水平画角が120度以上の性能を有する。

（3）垂直画角が70度以上の性能を有する。

（4）1280×720 以上の解像度で録画できる。

（5）10 fps以上の頻度で録画できる。

## 3. 操船者用カメラ（該当する場合のみ）

以下の要件に適合するカメラであること。

（1）操船者の顔や操作の様子が映るように設置している。

（2）5 fps以上の頻度で録画できる。

## 4. カメラ共通

以下の要件に適合するカメラであること。

（1）録音機能を有する。

（2）日付と時刻を記録できる。

（3）GPS等により位置情報を記録できる。

（4）SDカード等の記録媒体が装着されていないこと等により記録が適切に行われない状態を知らせる機能を有する。

（5）防水性能を有する。（屋外に設置する場合のみ）

本事業の申請は、補助金ホームページからインターネット経由で申請していただきます。

インターネット環境がご準備できない等の場合は、ご家族や職場の同僚の方等に代理申請のご依頼をお願いします。

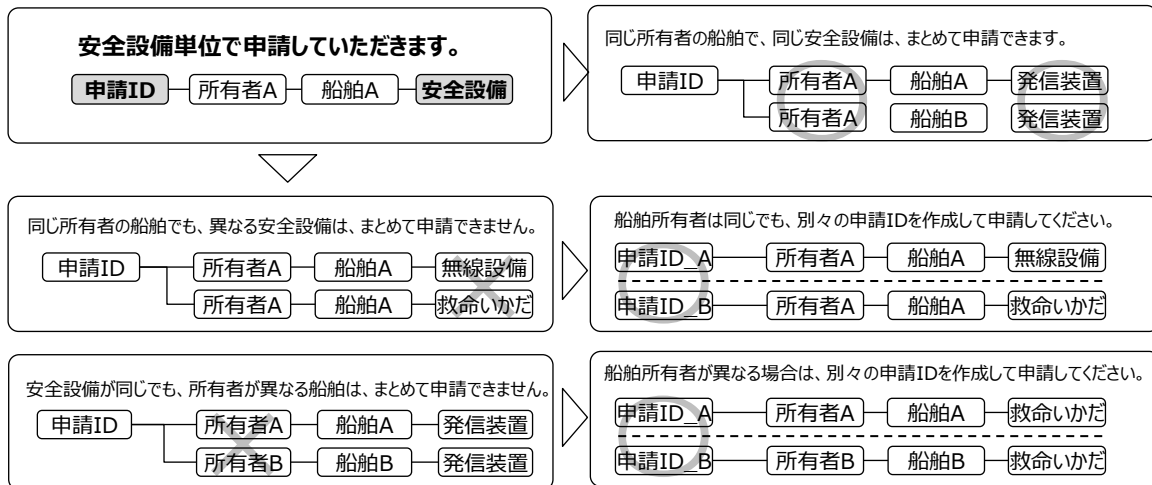


補助金ホームページURL

<https://marine-shien.jp/>

安全設備毎に申請ID(管理番号)を作成して申請していただきます。

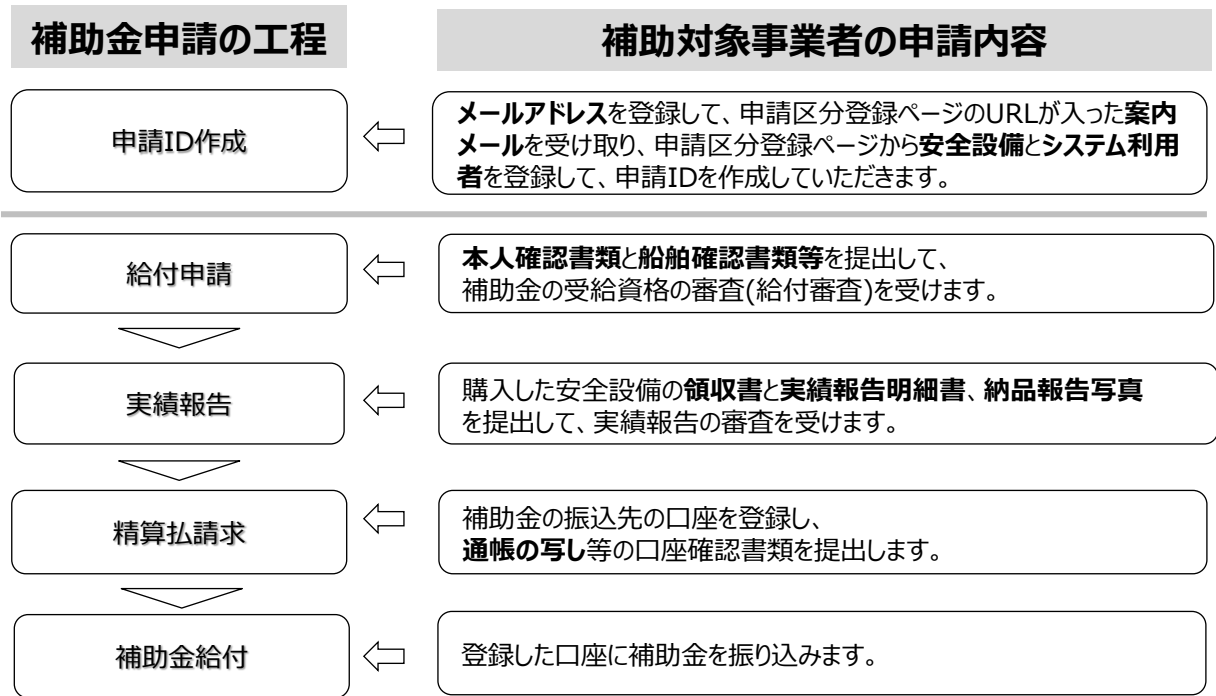
- 補助金の申請は安全設備毎に申請IDを作成して申請していただきます。
- 船舶所有者が同じであれば1つの申請IDで複数船舶の同じ安全設備をまとめて申請できます。
- 1つのIDでの船舶登録は10隻までとなります。
- 申請IDは何回でも作成できますので、安全設備を追加する場合は新規で申請IDを作成してください。
- 安全設備毎に複数の申請IDを作成する場合や、代理申請で複数の申請者の申請IDを作成する場合、同じメールアドレスを使用してIDを作成することは可能です。



国、自治体又は他の団体等の補助事業(事務局が別に定める補助事業を除く)で補助金を受給している場合も申請できますが、同じ領収書による安全設備の申請をすることはできません。

- 国交省の補助事業(令和4年度小型旅客船等安全対策事業費補助金)と重複して申請する場合、システムにて重複の注意が表示され申請をすすめることができなくなるので、その際は、同じ領収書を使った安全設備の申請ではないことを事務局まで申告してください。
- 中小造工の補助事業内で、同じ船舶に同じ種類の安全設備を重複して申請することはできませんのでご注意ください。

補助金の申請から支払いは、「申請IDの作成、給付申請・実績報告・精算払請求・口座確認」の工程を経て補助金が給付されます。



### 提出書類

それぞれの申請工程で求める提出書類は下記の通りです。

申請工程	確認する内容	提出書類
給付申請	本人確認書類	法人:履歴事項全部証明書 個人:本人確認書類(免許証等)
	消費税免税事業者確認書類 ※免税事業者の場合のみ	法人:法人事業概況説明書 個人:確定申告書ならびに青色申告決算書又は収支内訳書の2点
	船舶確認書類	船舶検査証書 許可書※海上運送法の許可がある場合 届出書(登録通知書)※海上運送法の届出(登録)がある場合 使用船舶明細書※海上運送法の許可・届出(登録)がある場合 傭船契約書※船舶所有者と船舶航路事業者が相違する場合
	見積金額確認書類 ※浸水警報装置・排水設備、 ドライブレコーダーのみ	見積書 給付申請内訳書
	実績報告	支払金額確認書類
	納品確認書類	納品報告写真
精算払請求	口座確認書類	通帳の写し等

＜提出していただく船舶確認書類＞

- 海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶の場合は、船舶検査証書と許可書又は届出書と使用船舶明細書を提出していただきます。  
※許可書・届出書の両方を所有している船舶の場合は、許可書を提出してください。
- 海上運送法の適用を受けない船舶で、旅客定員13人以上の船舶（遊漁船業の用のみに供する船舶を除く。）の場合は、船舶検査証書のみを提出していただきます。

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 申請ID作成

補助金ホームページで申請IDを作成していただきます。

- ① 補助金ホームページの「ログイン」からメールアドレスを登録して申請区分登録画面のURLが入った案内メールを受け取ります。
- ② 案内メールに記載されたURLにアクセスして、申請区分登録画面から「安全設備」と「システム利用者」を登録して、申請IDを作成していただきます。
  - システム利用者は原則として補助対象事業者(=船舶所有者)となりますが、補助対象事業者本人以外の方がシステムを利用される場合は代理人として登録してください。
  - 代理人が申請される場合は、補助対象事業者本人に、事前に誓約事項の内容を承諾いただいたうえで申請してください。
  - 申請IDは、R+数字1桁+アルファベット1文字+数字5桁の8桁の英数字の番号になります。  
例) R7P00082

登録内容	申請区分登録画面																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">登録項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>安全設備区分</td></tr> <tr><td>システム利用者区分</td></tr> <tr><td>代理申請委任の有無</td></tr> <tr><td>補助対象事業者との関係</td></tr> <tr><td>システム利用者団体名・法人名</td></tr> <tr><td>システム利用者氏名</td></tr> <tr><td>システム利用者電話番号</td></tr> <tr><td>パスワード</td></tr> </tbody> </table>	登録項目	安全設備区分	システム利用者区分	代理申請委任の有無	補助対象事業者との関係	システム利用者団体名・法人名	システム利用者氏名	システム利用者電話番号	パスワード	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span>小笠原諸島の安全・安心確保推進事業補助金</span> <span>お電話でのお問い合わせ 050-5838-0466</span> </div> <div style="text-align: center; background-color: #e0f2f1; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>申請区分/システム利用者情報確認画面</b> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">入力した内容を確認していただき、修正などがある場合は「戻るボタン」をクリックして修正してください。修正がない場合は登録ボタンをクリックして登録を完了してください。</p> <div style="margin-top: 10px;"> <p><b>安全設備区分</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid #ccc;">安全設備種類</td> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">業務用無線設備</td> </tr> </table> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p><b>システム利用者区分</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid #ccc;">システム利用者どちらですか？</td> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">③代理申請者</td> </tr> </table> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p><b>システム利用者情報</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid #ccc;">代理申請委任の有無</td> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">私は代理人として補助対象事業者から委任されています。</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">補助対象事業者との関係</td> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">船舶所有者の家族</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">システム利用者団体名・法人名</td> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">株式会社マリン観光</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">システム利用者氏名</td> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">海野 幸彦</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">システム利用者電話番号</td> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">03-1000-1000</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">パスワード</td> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">*****</td> </tr> </table> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px 15px; border-radius: 5px;">戻る</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px 15px; border-radius: 5px;">登録</div> </div> <div style="font-size: x-small; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">内容を修正する場合は「戻る」ボタンを押してください。</p> <p style="text-align: center;">内容に間違いがなければ「登録」ボタンを押してください。</p> </div> </div>	安全設備種類	業務用無線設備	システム利用者どちらですか？	③代理申請者	代理申請委任の有無	私は代理人として補助対象事業者から委任されています。	補助対象事業者との関係	船舶所有者の家族	システム利用者団体名・法人名	株式会社マリン観光	システム利用者氏名	海野 幸彦	システム利用者電話番号	03-1000-1000	パスワード	*****
登録項目																										
安全設備区分																										
システム利用者区分																										
代理申請委任の有無																										
補助対象事業者との関係																										
システム利用者団体名・法人名																										
システム利用者氏名																										
システム利用者電話番号																										
パスワード																										
安全設備種類	業務用無線設備																									
システム利用者どちらですか？	③代理申請者																									
代理申請委任の有無	私は代理人として補助対象事業者から委任されています。																									
補助対象事業者との関係	船舶所有者の家族																									
システム利用者団体名・法人名	株式会社マリン観光																									
システム利用者氏名	海野 幸彦																									
システム利用者電話番号	03-1000-1000																									
パスワード	*****																									



申請ID作成後、給付申請では、「船舶所有者」と「対象船舶」の情報を登録していただき、必要書類をPDF等のファイルで提出していただきます。

## 登録内容

申請システムに登録していただく内容は下記の通りです。登録の際には、本人確認書類及び船舶検査証書の内容を確認のうえ正しく登録してください。

### 船舶所有者情報登録 ※1

登録項目	法人	個人
船舶所有法人名	○	—
法人番号(12桁)	○	—
(代表者)氏名	○	—
船舶所有者名	—	○
(所在地)住所	○	○
(代表)電話番号	○	○

※1: 補助対象事業者として登録できる方は船舶検査証書の所有者欄に記載された船舶所有者に限られますのでご注意ください。

### 船舶情報登録

項目	登録内容
船舶検査済番号	船舶検査済番号(数字)を登録
船舶名	船舶名を登録
航行区域	平水・沿海区域から選択
総トン数/船舶の長さ	船舶検査証書に記載の大きさ(数字)を登録
旅客定員数	船舶検査証書の「旅客」欄の人数(複数の記載がある場合は一番多い人数)を入力
最大とう載人員数	船舶検査証書の「計」欄の人数(複数の記載がある場合は一番多い人数)を入力
海上運送法の許可を受けている・届出(登録)している	該当する項目を選択
遊漁船業の用のみに供する船舶	はい・いいえ から選択
排水ポンプ又は浸水センサーの多い個数	申請する本体設備の個数を登録

※「海上運送法の許可を受けている・届出(登録)している」どちらにも該当し、許可書・届出書を両方お持ちの場合は、許可書を提出してください。  
 ※「排水ポンプ又は浸水センサーの多い個数」は、浸水警報装置・排水設備を申請する場合のみ登録が必要です。

## 提出書類

申請システムより提出していただく書類と留意点は下記の通りです。

NO	提出書類	留意点	該当ページ
1	<b>本人確認書類(必須書類)</b> 法人:履歴事項全部証明書 個人:免許証等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 証明書は初回の給付申請受付日から3ヶ月以内に発行されたものであること。</li> <li>➢ 免許証は初回の給付申請受付日時点で有効期間内であること。</li> <li>※初回の給付申請受付日とは給付申請登録が完了した日付です。</li> </ul>	P 19
	消費税免税事業者確認書類 法人:法人事業概況説明書 個人:確定申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>※消費税免税事業者の場合</li> <li>➢ 2年度前の年間課税売上金額が1,000万円以下であること。</li> </ul>	P20 ~22
2	<b>船舶検査証書(必須書類)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 初回の給付申請受付日時点で有効期間内であること。</li> </ul>	P 23
3	許可書	<ul style="list-style-type: none"> <li>※海上運送法の許可がある場合</li> <li>➢ 許可申請事業者と船舶所有者が一致していること。</li> </ul>	P 24
4	届出書(登録通知書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※海上運送法の届出(登録)がある場合</li> <li>➢ 届出(又は登録)事業者と船舶所有者が一致していること。</li> </ul>	P 25 ~26
5	使用船舶明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>※海上運送法の許可・届出(登録)がある場合</li> <li>➢ 船舶名、所有者名が一致していること。</li> </ul>	P 27
6	傭船契約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>※船舶運航事業者と船舶所有者が相違する場合のみ提出。</li> <li>➢ 貸主が船舶所有者で、借主が船舶運航事業者であること。</li> </ul>	P 27
7	証明願	<ul style="list-style-type: none"> <li>※届出書(登録通知書)の控えが手元がない場合に地方運輸局等に発行を依頼するフォーマット。</li> </ul>	P 28
8	見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>※浸水警報装置・排水設備、ドライレコーダーの場合のみ提出。</li> <li>➢ 申請用フォーマットで提出(販売店に依頼が必要)。</li> </ul>	P 29
9	給付申請内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>※浸水警報装置・排水設備、ドライレコーダーの場合のみ提出。</li> <li>➢ 申請用フォーマットで提出。</li> </ul>	P 30

⇒次ページ以降で各工程の提出書類を案内します



## 1. 本人確認書類

- 補助対象事業者の本人確認書類として、法人の場合は履歴事項全部証明書(初回の給付申請受付日から3ヶ月以内に発行されたもの/全ページ分)、個人は本人確認書類(運転免許証等：初回の給付申請受付日時点で有効期間内であることを)提出していただきます。
- 地方公共団体が申請する場合は、国税庁から発行される「法人番号指定通知書」と、地方公共団体ホームページ内にある団体代表者(市長、町長等)が分かるキャプチャー画像をご提出ください(キャプチャー画像は、代表者と市区町村名の両方が映るようご注意ください)。

### 法人の場合

**履歴事項全部証明書**

- 初回の給付申請受付日から3ヶ月以内に発行されたもの。
- 複数ページがある場合は全ページを提出してください。

### 個人の場合

**本人確認書: 運転免許証等**

- 上記以外の本人確認書類(マイナンバーカード表面等)も対象になります。
- 初回の給付申請受付日時点で有効期間内であること。
- 現住所が裏面に記載されている場合は、両面の写しを提出してください。



## 消費税免税事業者確認書類

- 消費税免税事業者として申請する場合、2年度前の年間課税売上金額が1,000万円以下であることがわかる書類を提出していただきます。
- 2年度前に事業を行なっていなかった場合は、法人事業概況説明書の代わりに法人設立届出書を提出してください。

**【ご注意】マイナンバーが記載されている場合は必ず黒く塗りつぶしてください。**

### 申請者が法人の場合

**法人事業概況説明書を提出してください。**

- 該当する年度が2年度前の年度であること（初回の給付申請受付の年月日から2年前の日付が含まれていること）。
- 課税売上金額が1,000万以下であること。

### 法人事業概況説明書

消費税免税事業者で申請いただいた場合、補助金支給額に消費税額が含まれます。

各安全設備ごとに設定された上限額も消費税を含んだ金額が上限額となります。

例) 上限額55万円の場合：本体金額50万円+消費税(10%)5万円

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 消費税免税事業者確認書類

- 消費税免税事業者として申請する場合、2年度前の年間課税売上金額が1,000万円以下であることがわかる書類を提出していただきます。
- 個人事業主で2年度前に事業を行なっていなかった場合は、開業届を提出してください。

**【ご注意】マイナンバーが記載されている場合は必ず黒く塗りつぶしてください。**

### 申請者が個人で青色申告の場合

確定申告

確定申告と青色申告決算書の2点を提出してください。

- 該当する年度が2年度前の年度であること（初回の給付申請受付の年月日から2年前の日付が含まれていること）。
- 青色申告決算書の売上(収入)金額が1,000万円以下であること。

青色申告決算書

消費税免税事業者で申請いただいた場合、補助金支給額に消費税額が含まれます。

各安全設備ごとに設定された上限額も消費税を含んだ金額が上限額となります。

例) 上限額55万円の場合：本体金額50万円+消費税(10%)5万円



## 消費税免税事業者確認書類

- 消費税免税事業者として申請する場合、2年度前の年間課税売上金額が1,000万円以下であることがわかる書類を提出していただきます。
- 個人事業主で2年度前に事業を行なっていなかった場合は、開業届を提出してください。

**【ご注意】**マイナンバーが記載されている場合は必ず黒く塗りつぶしてください。

### 申請者が個人で白色申告の場合

確定申告

**確定申告と収支内訳書の2点を提出してください。**

- 該当する年度が2年度前の年度であること  
(初回の給付申請受付の年月日から2年前の日付が含まれていること)
- 収支内訳書の収入金額が1,000万円以下であること。

収支内訳書

消費税免税事業者で申請いただいた場合、補助金支給額に消費税額が含まれます。

各安全設備ごとに設定された上限額も消費税を含んだ金額が上限額となります。

例) 上限額55万円の場合：本体金額50万円+消費税(10%)5万円

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 2.船舶検査証書

船舶の確認書類として船舶検査証書を提出していただきます。

- 初回の給付申請受付日時時点で有効期間内である船舶検査証書を提出してください。
- 裏面に記載がある場合は表面と裏面の両ページを提出してください。
- 船舶所有者が複数名でご自身の氏名が船舶所有者欄に記載されていない場合は、「小型船舶登録原簿の登録事項証明書」の提出が必要です。

船舶検査証書			第1-10号
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港	
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区	
総トン数又は船舶の長さ (7.47メートル)	用途	船舶所有者	
5トン未満	プレジャーモーターボート	船舶 太郎	
航行区域又は従業制限 (船舶検査済票の裏面に記載)	沿海区域 ただし、千葉県勝浦灯台から135度に引いた線と、神奈川県羽崎を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から170度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から20海里以内の水域及び東京都新島北端から半径20海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。		
最大とう載人員	旅客	7人	
	船員	1人	
	その他の乗船者	0人	
	計	8人	
制限気圧	-----		
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。		
有効期間	平成29年1月10日まで		
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日(東京)			
日本小型船舶検査機構			日本小型船舶検査機構之印

船舶所有者が複数名、かつ船舶検査証書の船舶所有者欄の「他●名」に該当する方が申請する場合(ご自身の氏名が船舶所有者欄に記載されていない場合は、「小型船舶登録原簿の登録事項証明書」の提出が必要です。

給付申請時に、4つの航行区域を選択して登録していただきます。4つの航行区域の判別は、航行区域欄の但し書きの内容で確認することができます。詳細は[航行区域判別ガイド.pdf](#)で確認してください。

### 船舶検査証書

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

### 3. 許可書

海上運送法の適用を受ける船舶の確認書類として、**許可書**を提出していただきます。

※「許可」を受けており、かつ「届出」もしている（「登録」もしている）場合は、許可書をご提出ください。

地方運輸局等に申請して、許可された「一般旅客定期航路事業」等の許可書を提出してください。

- 日付と地方運輸局長の押印があること。
- 船舶運航事業者と船舶所有者が同一者であること。
- 船舶運航事業者と船舶所有者が異なる場合は、備船契約書(船舶所有者が船舶運航業者に船舶を貸与していることがわかる契約書)が必要です。

## 許可書

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 4.届出書

海上運送法の適用をうける船舶の確認書類として、**届出書**を提出していただきます。

※「許可」を受けており、かつ「届出」もしている（「登録」もしている）場合は、許可書をご提出ください。

※令和7年4月から制度が登録制度に変更になります。

詳しくは国交省ホームページを確認してください。

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001878963.pdf>

中国運輸局長 殿	令和 年 月 日
住 所 氏名又は名称 代表者の氏名 TEL FAX メールアドレス	
人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書	
下記のとおり人の運送をする内航不定期航路事業を開始しますので、海上運送法第20条第2項及び同法施行規則第22条の規定により届出します。	
1. 住所及び氏名 住 所 氏名又は名称 代表者の氏名	
2. 使用船舶の明細（第一号様式による）その他開始しようとする事業の概要 (1) 使用船舶 要（別添使用船舶明細書のとおり）	
(2) 事業の概要 ※旅客船（旅客定員13人以上）を使用する場合 ・航路の起点、寄港地、終点 ・運航日程（運航日程が未定の場合は運航の時期） ・乗合旅客の運送が貸切旅客の運送かの別 ※非旅客船を使用する場合 ・航路が一定のものにあっては航路の起点、寄港地、終点 もつぱら一定の海域（水域）において運航するものにあっては、その海域（水域）の名称 ・運航が特定の時期に限られるものにあってはその運航の時期 ・通関、通学者や観光客等主要旅客の概要	
3. 事業開始の年月日 令和 年 月 日（予定）	
4. 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする場合、運送需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲	

地方運輸局等に提出した「人の運送をする内航不定期航路事業」等の届出書(登録通知書)を提出いただきます。

- 申請者、事業開始年月日、概要等が記載されている1枚目を提出。(1枚目に記載がなければ記載がある2枚目以降もご提出ください。)
- 届出書(登録通知書)の申請者と船舶検査証書の所有者が同一人であること。
- 船舶運航事業者と船舶所有者が異なる場合は、傭船契約書(船舶所有者が船舶運航事業者に船舶を貸与していることがわかる契約書)が必要です。

## 届出書

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 4.登録通知書

海上運送法の適用をうける船舶の確認書類として、**登録通知書**を提出していただきます。

※「許可」を受けており、かつ「届出」もしている（「登録」もしている）場合は、許可書をご提出ください。

※令和7年4月から制度が登録制度に変更になります。

詳しくは国交省ホームページを確認してください。

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001878963.pdf>

登録通知書

令和〇年〇月〇日付けをもって申請のあった一般不定期航路事業は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第22条第2項において適用する同法第19条の8第1項の規定に基づき申請の通り登録したので、同条第2項の規定に基づき通知する。  
なお、本登録に関する登録番号は下記のとおりとする。

記

〇〇〇第8号

令和〇年〇月〇日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 捺印

〇〇運輸局

地方運輸局等に申請して、通知された登録通知書を提出してください。

- 日付と地方運輸局長の押印があること。
- 船舶運航事業者と船舶所有者が同一者であること。
- 船舶運航事業者と船舶所有者が異なる場合は、傭船契約書(船舶所有者が船舶運航事業者者に船舶を貸与していることがわかる契約書)が必要です。

## 登録通知書



## 5. 使用船舶明細書

船名			
船舶の種類			
船質			
進水年月			
船舶所有者			
総トン数			
積物積載容積			
自動車軌道に係る自動車積載面積			
旅客定員			
主機の種類			
連続最大出力			
航海速度			

※ ( ) 書は予備船

許可申請又は届出(登録)の際に提出した使用船舶明細書を提出していただきます。

- 使用船舶明細書で、申請された船舶が船舶運航事業に使用されている船舶であることを確認します。

## 使用船舶明細書

## 6. 備船契約書



海上運送法の申請事業者と船舶所有者が異なる場合は、備船契約書を提出していただきます。

- 船舶検査証書の船舶所有者欄に記載された船舶借入人が船舶運航事業申請者と同じ場合は提出は不要です。
- 備船契約書の貸主が船舶所有者で、借主が船舶運航事業者であることを確認します。
- 初回の給付申請受付日が契約期間内であることが必要です。

## 備船契約書

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 7. 証明願

許可書・届出書(登録通知書)や使用船舶明細書の控えが手元がない場合は、補助金ホームページから「証明願」のフォーマットをダウンロードして必要事項を記載のうえ届出した地方運輸局等にご相談ください。

証明願フォーマットは補助金ホームページ「給付規程・様式」よりダウンロードできます。

[証明願フォーマット](#)

_____ 殿	令和 年 月 日
	住所 :
	名称 :
	代表者名 :
<b>証明願</b>	
当社（又は私）が使用する船舶が、下記のとおり海上運送法に基づく旅客航路事業の使用船舶として、届出を受理されていることを証明願います。	
記	
事業者の氏名又は名称 :	
事業者の住所 :	
事業者の代表者氏名 :	
旅客航路事業の種類 :	
使用船舶の船舶検査済番号 :	
使用船舶の船舶名 :	
証明を必要とする理由：「小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金」の対象船舶として海上運送法の適用を受けているかの確認のため	
_____	
令和 年 月 日	
上記の通り届出ないことを証明する。	
証明者 :	印

**証明願フォーマット**



## 8.見積書

浸水警報装置・排水設備とドライブレコーダーの補助を申請する場合は、給付申請時に見積書を提出していただきます。

- 見積書は申請用フォーマットを使用してください。販売店に依頼が必要です。
- 宛名は、申請している船舶所有者名である必要がある旨を販売店に依頼してください。
- 見積書は安全設備ごとに1枚を作成してください。
- 見積金額の明細は、安全設備ごとに指定された区分(本体・付属品・設置費用)に分けて記入してください。
- 「パック」「セット」「一式」など、複数項目をまとめた表記のしかたは不備となります。
- 本体がオーダーメイドの場合は、メーカー欄には製作した会社名、品名欄には設備の名称、型番欄には「オーダーメイドと入力してください。
- 申請用フォーマットには見積作成法人の社印の押印が必要です。

見積書申請用フォーマットは補助金ホームページ「申請用フォーマット」の [給付申請\\_申請用フォーマット](#)よりダウンロードできます。

### <見積書申請用フォーマットの記載内容について>

- 宛先は、船舶所有者を記入。(法人・個人を間違えないようにご注意ください)
- 安全設備を設置する船舶名と船舶検査済番号を記入。
- 見積元法人の会社名、住所、連絡先と社印を押印。

- 金額の明細は、指定された区分に分けて明細を記入。

見積書申請用フォーマット



## 9.給付申請内訳書

浸水警報装置・排水設備とドライブレコーダーの補助を申請する場合は、見積書の明細内容を転記した、給付申請内訳書を提出していただきます。

- 給付申請内訳書は申請用フォーマットで提出してください。
- 給付申請内訳書は安全設備ごとに1枚を作成してください。
- 給付申請内訳書には見積書の区分に記入されている明細を正しく転記してください。
- 申請用フォーマットで自動計算された金額、安全設備本体個数等を申請システムに登録していただきます。

<浸水警報装置・排水設備の安全設備本体の個数について>  
安全設備本体個数(及び事業経費)から給付決定金額を決定するため、  
内訳書の安全設備本体の個数は実績報告時に変更できませんのでご注意ください。

給付申請内訳書申請用フォーマットは補助金ホームページ「申請用フォーマット」の  
[給付申請\\_申請用フォーマット](#)よりダウンロードできます。

### <給付申請内訳書フォーマットの記載内容について>

申請用フォーマットで自動で計算した下記金額等を申請システムに入力。

- ・補助対象経費合計金額(税抜)
- ・補助対象事業に要する経費(税抜)
- ・設置費用小計金額(税抜)
- ・本体設備個数

見積書の区分に記入されている明細を転記。

給付申請内訳書申請用フォーマット

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

実績報告では、実際に支払った実績金額を登録していただき、領収書や実績報告明細書、納品写真等の書類を提出していただきます。

## 登録内容

実績報告明細書にて計算された経費の内訳と本体設備個数をシステムに登録していただきます。

システム登録内容
実績報告用申請金額(税抜)
補助対象経費合計金額(税抜)
補助対象事業に要する経費(税抜)
設置費用小計金額(税抜)
本体設備個数※浸水警報装置・排水設備のみ

- ▶ 金額は全て税抜で登録していただきます。
- ▶ 浸水警報装置・排水設備、ドライブレコーダーは、本体設備の個数を登録していただきます。

## 提出書類

実績報告では安全設備毎に下記の書類を提出していただきます。

NO	書類名	留意点	該当ページ
1	領収書	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 申請用フォーマットで提出（販売店に依頼が必要）。</li> <li>▶ 安全設備ごとに決められた区分(本体、付属品、設置費用)に分けて明細を記入。</li> </ul>	P 32
2	実績報告明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 実績報告用の申請用フォーマットに領収書の明細を転記して提出。</li> <li>▶ 業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等に関しては、<b>製造番号</b>を記入。</li> <li>▶ 申請用フォーマットで自動で計算した金額等を申請システムに入力。</li> </ul>	P 33
3	納品報告写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 申請される安全設備ごとに以下の写真を提出（詳細はP34参照）</li> </ul> <p>&lt;全安全設備共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶全景写真</li> <li>・本体に日本財団助成表示ロゴマークを貼付した安全設備全景写真 ※改良型救命いかだ等のみ、本体ではなく外ケースに貼付</li> <li>・船内に貼付した日本財団助成表示ロゴマーク写真</li> </ul> <p>&lt;業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全設備の型番・製造番号拡大写真</li> </ul>	P 34 ～36

⇒次ページ以降で実績報告の提出書類を説明します

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 1. 領収書

安全設備ごとに領収書を提出していただきます。

- 領収書は申請用フォーマットで提出してください。販売店に依頼が必要です。
- 宛名は、申請している船舶所有者名である必要がある旨を販売店に依頼してください。
- 領収書は安全設備毎に1枚を作成していただきます。
- 領収金額の明細は、安全設備ごとに指定された区分(本体・付属品・設置費用)に分けて記入してください。
- 「パック」「セット」「一式」など、複数項目をまとめた表記のしかたは不備となります。
- 給付決定時の浸水警報装置・排水設備の安全設備本体個数は変更することができませんのでご注意ください。
- 領収書には領収先法人の社印の押印が必要です。

領収書申請用フォーマットは補助金ホームページ「申請用フォーマット」の  
[実績報告 申請用フォーマット](#)よりダウンロードできます。

### <領収書申請用フォーマットの記載内容について>

- 領収日は令和6年4月1日以降であること
- 宛先は船舶所有者であること  
(法人と個人を間違えないようご注意ください)
- 品名に安全設備名が記入されていること
- 領収先の会社名、所在地等と社印の押印があること
- 税抜領収金額の記入があること
- 納品した船舶名と船舶検査済番号の記入があること

- 金額の明細は、指定された区分に分けて明細の記入があること。

領収書申請用フォーマット



## 2.実績報告明細書

安全設備ごとに実績報告明細書を提出していただきます。

- ▶ 実績報告明細書は申請用フォーマットで提出してください。
- ▶ 領収書の区分に記入されている明細を転記してください。
- ▶ 業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等は製造番号を記入してください。
- ▶ 申請用フォーマットで自動で計算された金額(浸水警報装置・排水設備は安全設備の本体個数)を申請システムに登録していただきます。

### <浸水警報装置・排水設備の安全設備本体の個数について>

給付申請の安全設備本体個数(及び事業経費)から給付決定金額を決定するため、安全設備本体個数を実績報告で変更することはできません。安全設備本体の個数を変更する場合は、様式4補助対象事業計画変更承認申請書を提出していただき給付申請から再申請していただきます。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。

実績報告明細書申請用フォーマットは補助金ホームページ「申請用フォーマット」の [実績報告\\_申請用フォーマット](#)よりダウンロードできます。

### <実績報告明細書申請用フォーマットの記載内容について>

申請用フォーマットで自動で計算した下記金額等を申請システムに入力。

- ・補助対象経費合計金額(税抜)
- ・補助対象事業に要する経費(税抜)
- ・設置費用小計金額(税抜)
- ・本体設備個数

領収書の区分に記入されている明細を転記。  
業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等は製造番号を記入。

実績報告明細書申請用フォーマット

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

### 3.納品報告写真

安全設備本体を対象に、①設置した船舶の全景写真、②日本財団助成表示ロゴマークを貼り付けた安全設備本体の全景写真、③安全設備本体の拡大写真(業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等のみ)、④船内に日本財団助成表示ロゴマークを貼り付けた写真の4種類の納品報告写真を撮影して納品報告写真申請用フォーマットにて報告していただきます。

- **船舶全景写真**では船舶本体の船舶名又は船舶検査済番号が確認できるように撮影してください。船舶名又は船舶検査済番号が確認できない場合は再提出を求めます。  
※「船舶名又は船舶検査済番号」を確認できる状態で、船舶全景を写すことが困難な場合、船舶全体の2/3が写っていれば問題ありません。
- **安全設備全景写真**では、安全設備本体に日本財団助成表示ロゴマークを貼り付けて、船舶に設置されている状態の安全設備全景を撮影してください。
  - ・改良型救命いかだ等と非常用位置等発信装置でケースがある場合(EPIRB)は、外ケースに日本財団助成表示ロゴマークを貼り付けて撮影してください。
  - ・改良型救命いかだ等に貼り付ける日本財団助成表示ロゴマークの大きさは10cm×10cm以上としてください。
  - ・改良型救命いかだ等以外の安全設備には、安全設備の大きさに合わせて縮小した日本財団助成表示ロゴマークを貼付してください。
  - ・非常用位置等発信装置について、ロゴシールの貼り方が、使用に支障をきたす場合は、不備となる可能性がございます。
- **安全設備拡大写真**では安全設備本体の型番・製造番号がわかるように写真を撮影してください。(業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等のみ)  
※型番・製造番号は設置してからでは撮れなくなる場合があるので設置前に撮影してください。  
※写真にて型番・製造番号が確認できない場合は再提出を求めます。
- **船内の日本財団助成表示ロゴマークの写真**では、船舶の客室やデッキなど乗客から見える位置に貼り付けたことがわかるように日本財団助成表示ロゴマークを撮影してください。日本財団助成表示ロゴマークの大きさは10cm×10cm以上としてください。  
※後日、日本財団助成表示ロゴマークの貼付が確認できなかった際は返金を求める場合がありますのでご注意ください。
- 申請システムに格納できるファイル容量は25MBまでとなっています。上限を超えた場合はパワーポイントの画像容量を減らしてからファイルを格納し直してください。

参考：パワーポイントの画像圧縮方法紹介ページ(NTT東日本)

<https://business.ntt-east.co.jp/bizdrive/column/dr00004-024.html>

納品報告写真申請用フォーマットは補助金ホームページ「申請用フォーマット」の**実績報告 申請用フォーマット**よりダウンロードできます。

日本財団  
助成表示ロゴマーク

Supported by





## 納品報告写真例(業務用無線設備)

業務用無線設備の納品報告写真は下記のイメージとなります。  
 それぞれの納品報告写真申請用フォーマットに記載された指示内容を満たした写真を貼付してください。  
 ※フォーマットに写真を貼付する際、写真のタテ・ヨコの比率は変更しないでください。

業務用無線設備 納品報告写真フォーマット Ver. 1.0

**納品報告写真の確認にあたって**

安全設備本体を対象に、①設置した船舶の全船写真、②日本財団助成表示ロゴマークが貼付された安全設備本体の全船写真、③安全設備本体の拡大写真を船内に日本財団助成表示ロゴマークを貼付した写真の4種類の納品報告写真を撮影して専用フォーマットにて撮影いたします。

4種類の納品報告写真は、次のページ以降1ページに1枚を貼り付けて提出してください。

① 全船全船写真では船舶本体の船名又は船舶無線装置番号が確認できるように撮影してください。船名又は船舶無線装置番号が確認できない場合は再提出を求めます。

② 安全設備全船写真は、安全設備本体に日本財団助成表示ロゴマークを貼付して、船舶に設置されている状態の安全設備全体を撮影してください。船内が写り込む写真は安全設備本体に貼付して撮影していただくことができません。

③ 安全設備拡大写真は安全設備本体の正面・側面番号がわかるように写真を撮影してください。写真にて船舶・製造番号が確認できない場合は再提出を求めます。

④ 船内の日本財団助成表示ロゴマークの写真では、船舶の船名や船主の名前が写り込まないように撮影してください。日本財団助成表示ロゴマークが貼付された場合は船内の撮影の可能性があるためご注意ください。

**日本財団助成表示ロゴマークの使用にあたって**

- ▶ 船内撮影の実施にあたっては、日本財団の船内撮影であることが分かるよう必要所定のロゴマークを船内助成表示を行ってください。
- ▶ 船内助成表示ロゴマークは以下のWebサイトのダウンロードから、ご利用ください。  
[https://www.nippon-foundation.or.jp/contents/ushin/2018/11/ushin\\_shi\\_01.jpg](https://www.nippon-foundation.or.jp/contents/ushin/2018/11/ushin_shi_01.jpg)
- ▶ ロゴマークは、「Supported by」の撮影や色・縮尺比の配慮などの確認を行ってください。

Supported by  
  
 THE NIPPON FOUNDATION

①船舶の全景写真



②安全設備（業務用無線設備）本体の全景写真



③安全設備（業務用無線設備）本体の拡大写真



④船内の日本財団助成表示ロゴマーク写真



申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 日本財団助成表示ロゴマークの使用にあたって

- 助成事業の実施にあたっては、日本財団の助成事業であることが分かるように必ず所定のロゴマークを用いて助成表示を行ってください。
- ※日本財団助成表示ロゴマークは以下のWebサイトよりダウンロードし、ご利用ください。  
[https://www.nippon-foundation.or.jp/wp-content/uploads/2019/01/who\\_dis\\_ci\\_02.png](https://www.nippon-foundation.or.jp/wp-content/uploads/2019/01/who_dis_ci_02.png)
- ※日本財団助成表示ロゴマークは、「Supported by」の削除や色・縦横比の変更などの編集を行わないでください。  
日本財団助成表示ロゴマークの利用に関する規則を以下のURLよりダウンロードし、必ずご確認ください。  
[https://www.nippon-foundation.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/who\\_dis\\_ci\\_10.pdf](https://www.nippon-foundation.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/who_dis_ci_10.pdf)
- 日本財団助成表示ロゴマークは必ずカラーで出力したものをご使用ください。モノクロは認められません。
- カラー出力ができない場合等はコンビニエンスストアのコピー機でも出力することができます。  
→コンビニエンスストアでの出力に関しては下記を参照ください。  
<https://smj.jp.sharp/bs/networkprint/seal.html>



} 日本財団助成表示ロゴマークには、  
"Supported by"が入りますのでご注意ください。

こちらの日本財団助成表示  
ロゴマークを使用してください。



## 精算払請求審査～振込までの流れ

- 精算払請求の審査完了後、「精算払請求審査完了のお知らせ」のメールを送付します。
- 申請TOPページに精算払請求書のPDFが作成され、振り込まれる補助金額が記載されます。
- 精算払請求審査完了後、申請された銀行口座の確認処理を行い、その後振込に進みます。  
※口座確認で不備があった場合は不備の確認を行います。
- 振込完了後、申請TOPページに「振込完了日」が表示されます。
- 補助金の振込元の名義は下記となります。  
「小型旅客船安全・安心確保推進事業補助金事務局 TOPPAN株式会社（コガタリヨカセンアンゼンアンシンカクホスイシンジギヨウホジヨキンジムキヨクトツパン(カ)」  
※各銀行の文字数制限によっては表示が短くなる場合があります。

- 本事業で取得した安全設備は善良なる管理者の注意をもって大切に使用してください。
- **納品後5年以内は安全設備の売却や財産処分はできません**ので予めご承知おきください。
- 廃船等で船舶が使用できなくなった場合でも、売却や処分せずに安全設備を保管してください。
- 事業終了後5年間は、要求があった際にはいつでも提示できるように補助事業に関する申請書類を保管してください。

**電話、メールの問い合わせ先は下記となります。**

名 称 : 小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金事務局  
電話番号 : 050-5838-0466  
e-mail : info@marine-shien.jp  
受付時間 : 10:00~17:00 (土日祝日と年末年始を除く)

## 更新履歴

更新日	バージョン	更新内容
2025/7/11	Ver_1.0	P20 免税書類に収受印が無い場合の対応を追記。 P20～22 地方公共団体の本人確認書類について追記。 バージョンと更新履歴を記載。
2025/7/24	Ver_1.1	P28 証明願の適用書類に許可書を追記。
2025/7/30	Ver_1.2	P23 船舶所有者が複数名でご自身の氏名が船舶所有者欄に記載されていない場合の提出物を追記。 P26 登録通知書の説明を追記。
2025/8/4	Ver_1.3	P1 目次修正 P14 ドライブレコーダーの上限額は船舶ごとの上限であること追記。 P19 地方公共団体が申請する場合の提出物についての説明の掲載ページを変更。 P35 日本財団助成表示ロゴマークの表示位置が変更になる可能性があることを追記。
2025/8/28	Ver_1.4	P31 ページ番号の表示を修正。 P31・P34・P35・P36 納品報告写真と日本財団ロゴマークの説明を追記、修正。
2025/9/18	Ver_1.5	P20～22免税書類の収受印がない場合の提出書類を追記。 P29・30・32・33 浸水警報装置・排水設備の本体設備の個数変更ができないことを追記。 P32～33実績報告領収書と明細書の申請用フォーマットを追記。 P34 納品報告写真申請用フォーマットを追記。
2025/10/9	Ver_1.6	P15 LP画像差し替え。申請IDは同じメールアドレスを使用して作成可能であること追記。 P19 地方公共団体のキャプチャー画像について、代表者と市区町村名の両方が映るようご留意いただくよう追記。 P20 2年度前の法人事業概況説明書が用意できない場合、開業届を提出いただくよう追記。 P29 「捺印」→押印に修正。
2025/10/29	Ver_1.7	P18、20～22、24～26 一部表現修正。 P34 「船舶名又は船舶検査済番号」を確認できる状態であれば、船舶全体の2/3が写っていれば問題なしとする旨追記。 EPIRBもロゴマークをケースに貼りつけるよう追記。 P35 写真の名称修正。
2025/11/19	Ver_1.8	表紙に申請される方へのお願いを追記。 P5・7・9・12・14 補助金額の説明の表現を修正。 P18 最大とう載人数の登録内容の表現を修正。 P20-22 2年度前に事業を行なっていなかった場合の提出書類の案内について一部修正。 P37 当座預金の場合の証憑を追加。

